

## 財団法人三鷹国際交流協会ホームステイ補助金交付要綱

平成8年11月14日

要綱第3号

(目的)

第1条 財団法人三鷹国際交流協会(以下「協会」という。)が、市民の外国人留学生等のホームステイを受け入れた場合の経費の一部を補助することにより、市民の異文化理解の促進と国際化意識の醸成を図ることを目的とする。

(補助対象の内容)

第2条 補助の対象は次のとおりとする。

- ・ 財団法人三鷹国際交流協会が行う事業の一環として、市民が外国人留学生等をホームステイさせた場合の食費等。
- ・ その他理事長が必要と認めたもの。

(補助金の限度額)

第3条 補助金の額は、1日1人あたり2千円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、財団法人三鷹国際交流協会ホームステイ補助金交付申請書(様式1号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 理事長は、補助金の交付の決定をしたときは、財団法人三鷹国際交流協会ホームステイ補助金交付定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

3 理事長は、補助金の交付の決定に当たり、補助金交付の目的を達成するため、必要があるときは一定の条件を付すことができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた者が、補助対象事業が完了した時は、速やかに、財団法人三鷹国際交流協会ホームステイ補助金実績報告書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第7条 理事長は、補助の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ・ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ・ 補助金を当該補助対象事業等以外の用途に使用したとき
- ・ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- ・ 前3号のほか、補助金の交付の条件またはこの要綱に違反したとき

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されていると

きは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

付則

この要綱は、平成 8 年11月14日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

財団法人三鷹国際交流協会  
理事長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

財団法人三鷹国際交流協会  
ホームステイ補助金交付申請書

財団法人三鷹国際交流協会ホームステイ補助金交付要綱第4条の規定に基づき関係書類を添えて、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 ホームステイの期間

3 滞在者

- ・ 氏名
- ・ 出身国
- ・ その他

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

住 所

氏 名 殿

年 月 日付けで申請のあった標記助成金について、財団法人三鷹国際交流協会ホームステイ補助金交付要綱第5条の規定により、次の条件を付して金 円を交付します。

条 件

- 1 微細のものを除き、事業計画に変更が生じた場合は、速やかに報告すること。
- 2 事業終了後は、速やかに事業実績報告書を提出すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

財団法人三鷹国際交流協会  
理事長 殿

住 所

氏 名

印

財団法人三鷹国際交流協会ホーム  
ステイ補助事業実績報告書

年 月 日付け三国際第 号で交付決定を受けた 年 度財団  
法人三鷹国際交流協会ホームステイ補助事業の実績を同交付要綱第6条の規定に  
基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けた額 円
- 2 受入れ期間等
- 3 滞在者